



治療用装具・治療用めがねの申請について

志賀町に住所のある人で、医師の診断により治療用装具・治療用めがねを購入された人は、乳幼児・児童医療費又はひとり親家庭等医療費より助成があります。

問い合わせ先：志賀町役場住民課 ☎ 32-9122

対象内容	治療用装具（補装具）	治療用めがね
乳幼児・児童 医療費助成	0歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日まで 医師の診断により治療用装具が必要とされた補装具代金	9歳未満の子ども 医師の診断により小児弱視等の治療用めがね（めがね又はコンタクトレンズ）を作成した健康保険が認める保険診療自己負担分
ひとり親家庭 等医療費助成 （子ども）	0歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日まで 医師の診断により治療用装具が必要とされた補装具代金	9歳未満の子ども 医師の診断により小児弱視等の治療用めがね（めがね又はコンタクトレンズ）を作成した健康保険が認める保険診療自己負担分
ひとり親家庭 等医療費助成 （ひとり親の 親の人）	医師の診断により治療用装具が必要とされた補装具代金	

※ めがねは修理や2つ目の作成についても健康保険が認めた場合は助成対象となりますので、ご加入の健康保険にお問い合わせください。

● 手続の方法

どちらも加入している健康保険（社保・国保）に療養費支給申請を行って下さい。費用の7割（未就学児にあつては8割）が戻ります。手続き完了後1～2か月後に療養費支給決定通知書が届きます。

その後、町役場に残りの割合分を申請していただきます。

【持参するもの】

- ・ 装具・めがね等の証明書または作成指示書（コピー可）
- ・ 装具・めがね等の領収書（コピー可）
- ・ 療養費支給決定通知書
- ・ 印鑑

